

大友宗麟の社寺破却政策に就て

清 原 貞 雄

歴史上、大きな業績を遺した人物に就ては必ず色々の問題があるものである。大友宗麟に就ても其の例外ではない。差し当たり何人でも氣の附く事は二つある。一つは宗麟の人物に就てである。（宗麟の本名は義鎮で入道して宗麟と云つたのは永禄五年の事であるが、便宜上すべて宗麟で呼ぶ事とする）。即ち彼は凡人なのか偉人なのか、立派な人格者なのか其の逆なのかと云う事である。其の伝の中には聖賢の道を重んじ民政に意を用い、又禪に心を傾け其の宗の高僧知識を招き之に就て禪を修めたと云われる場合と、心甚しく驕り酒色に耽り民苦を顧みなかつたと云う場合との二つの面が伝えられて居る。何れが眞の宗麟なのか。或は將軍綱吉の場合の如く初は立派であつたが終りに変貌したものなのか。父の義鑑が相当の傑物であつた事はほぼ明かであり、其の子の義統が甚だ凡庸の器であり、寧ろ愚物ではなかつたかと思われる事も事実であるが、其の中に立つ宗麟は其の性格が甚だ複雑であつて眞偽の判定が困難である。宗麟を伝する場合、先づそれをハツキリさせる必要があると思う。然しこれは今此の問題には触れない。専ら第二の問題に就て考えて見る。それは宗麟の耶蘇教信仰の性格、及び其の信仰から神社仏閣を破却する政策を執つたと云う事に就てである。先づ耶蘇教の豊後伝来と宗麟との関係に就て考えて見る。

通俗書であるが豊筑亂記には享禄三年夏、南蛮國より大船九艘白杵に着岸、献上物の中に鉄砲三を献じた事が見えるが、之に就ては他に確實な徵証が無く、且つ此時は義鑑の時代であるから問題の外に置く。実際に宣教師が豊後に来たのは天文廿年頃の様である。之に就して最も根本史料に近く、且つ纏つたものとしては耶蘇会士日本通信書翰集が挙げられる（クラッセの日本西教史は之を主なる材料としたものである）。之に依れば天文廿一年九月七日（日本暦で八月十五日）にフランシスコが

豊後府内（大分）に来着、宗麟之を歓待して居る。同年パルテザル・ガゴが山口から府内に来つて宗麟に謁して耶蘇教を説き宗麟はガゴをして府内に駐在せしめ、廿二年にガゴは僧侶と宗論をして居る。天文廿四年宗麟は之に帰依する意向を有したが部下大身の数人の帰依を待つた、とあるが帰依した事は書いてない。弘治三年トレレスが山口より来府、宗麟は之に家を給して引き留め、之に病院を寄附した。然し此頃まで尚帰依の事は記されて居ない。もし帰依すれば特筆大書すべきに其の事なきは帰依しなかつたためと見る他は無い。但し此頃宗麟は何回か宣教師を見し又は其の宿所を訪うて居る。

以上は書翰集に記された初期の状況であるが、其の他後世の編纂物には耶蘇教の豊後伝來の初期の事情に就て色々の記事がある。外交史稿には天文十八年西洋船一艘臼杵浦に來り耶蘇教を拵めた事を記し、豊筑乱記の切支丹の沙汰之事の条には、年は記さぬが南蛮船來着の事を叙して宗麟に七珍方宝の進物を捧げ田原紹忍に重宝数を盡し音信饗應し、其の上切支丹と云う邪宗門を勧めたので紹忍之に帰依して宗麟にすすめ、宗麟初は斥けたが紹忍が鉄砲の威力を説いたので宗麟も遂に之に傾いた、とある。九州軍記や陰徳太平記には永祿元年数艘の南蛮船が横瀬浦と丹生島とに着き宗麟之を招致し、清田鎮忠、田原紹忍（親賢）兩人奉行として丹生島に耶蘇宗寺を建立、山森紹庵、吉弘藏助、橋本經殿助三人が神社仏閣を破却する役人に任せられた、とある。豊筑乱記には田原紹忍が耶蘇教に帰依し、得意の雄辨に任せて頻りに宗麟に帰依を勧め、宗麟は邪宗に心引かれ、神仏は耶蘇宗門の邪魔外道であると云つて寺社を破滅し又は焼却した。永祿十年の頃何者か府内住吉大明神を打破り、火を懸けて焼き払った。義統は其の暴徒を罰せんとしたが、宗麟の考へかも知れぬと思って沙汰止みにした、とある。

大友記及び之から採つたかと思われる西治錄には南蛮國より切支丹なる宗旨渡（年を記さず）丹生島に一字を建立し、其の宗旨を説く、清田鎮忠、田原近江守（紹忍）之に就き日夜聴聞、宗麟は紹忍を召して其の教義を聞いて云うには、自分は賴朝の仕置に従つて仏神を渴仰するも不祥事ばかり多い。依て諸寺諸社を破却し、そのためには外道宗に依らねばならぬ、と云つた。一団中の社家人宗麟を調伏し、宗麟此の事を聞いて大いに怒り、一人も残さず死罪にすると云つたのを吉岡宗歎が諫めたのでそれは中止したが、憤りが收まらず、遂にキリシタンとなつたとあり。又宗麟懸逆之事の条に次の如く云つて居る。即ち

宗麟、仏神は我宗（耶蘇）の魔であるから國中大寺大社一字も残らず破却せよ、と云つて一番に住吉大明神を森紹庵に命じて打崩をしめ、次に豊前国彦山に清田鎮忠を遣わし鉄砲を揃えて攻入しめ、一字も残さず灰燼とした、と云うのである。

以上色々の文献を挙げたが、真相はどうであつたであろうか。宗麟が宣教師を優遇し、彼等のために色々便宜を与えた事は事実であろう。又府内、臼杵、朽網方面に信仰が広まり多数の信者のあつた事は書翰にも見えて居り、又県下に広くキリスト教の遺蹟の存する事に依つて疑う事は出来ぬ。然し少くとも早い頃、宗麟自ら受洗して正式に信者になつた形跡の無い事は前述の通りであり、後天正六年には受洗して教名をフランシスと称したとも伝えられるが、少くとも初期にはそんな事はなかつた。殊に其の信仰に基づいて国内の神社仏閣を焼亡し破却する政策を立てたと云う事は全くの冤罪であると思われる。其の理由としては先づ書翰集及び古文書等の根本史料には社寺破却の事は、政治的理由のある場合以外は全く見当らない事である。基督教を信じ、其の信仰に基づいて国内の社寺破却を命ぜると云う如き破天荒の事があれば書翰には必ず現われる筈であるがそれも無いのである。之は消極的な証明であるが他の一方は宗麟は耶蘇教認可以後も社寺に対する崇敬を続けて居る事が挙げられる。之は極めて大事な事であるから煩を厭わず管見に入ったものを左に列記する。但し主として大分県史料に收められた古文書に就て拾い、他は史料綜覧に依て補つたのである。

天文廿一年三月廿八日宗育をして肥後広福寺住持職等を安堵せしむ（広福寺文書）

十月一日、元甫をして肥後正觀寺住持職を安堵せしむ（正觀寺文書）

天文廿二年七月十九日紀伊金剛峯寺西生院に豊後大分郡の地を寄進す（西生院文書）

天文廿三年三月廿三日毛利房広の宮崎宮領に諸役を課し同宮仏華寺領を押妨するを停止す（田村文書）

十一月重ねて紀伊金剛峯寺西生院勅進僧与阿をして分国中に下向し、領民の宿坊を同院に建立する資を募縁せし

む（西生院文書）

弘治元年より永祿五年頃までの間に（花押の類型にて推定）円寿寺に寺領安堵を与ふ（円寿文書）

弘治三年三月七日旧に依り豊後東井坊をして禅福寺及円通寺を管掌せしめ其点役を免ず（豊後國諸家古文書）

永祿二年七月三日豊後大原八幡宮に竹田の地を寄進す（橋本文書）

九月十八日筥崎八幡宮司秦弘重をして大宮司領同国那珂郡の地を安堵せしむ（筥崎要記）

永祿三年十二月廿七日老松社社領の地を守護不入とす（歴世古文書）

永祿五年二月廿一日大原八幡宮に若宮殿修理料所を寄進す（橋本文書）

五月一日丹生嶋に移り剃髪して法名を宗麟と号した（大友系図等）

九月十三日大原八幡をして若宮殿修理料所田嶋の地を安堵せしむ（橋本文書）

毛利氏の兵を破るために宇佐八幡に戦勝を祈願す（立花文書）

此頃、円通寺に寺領安堵状を与ふ（円寿寺文書）

永祿七年永詮をして肥後大輪寺住持職を安堵せしむ（大友家文書錄）

永祿八年筥崎宮をして豊前及筑前に於ける宮領を安堵せしむ（筥崎宮古文書）

永祿九年五月廿八日豊前求菩提山衆徒の離山を停め速に帰山せしむ（求菩提文書）

永祿十年三月十三日宗像社大宮司宗像氏貞の忠貞を賞し同社領を安堵せしむ（宗像神社文書）

元龜元年田原綱忍、筑後玉垂社田染小路に禁制を掲ぐ（梅澤文書）

元龜二年三月廿九日才能の士を招雇し、吉田牧庵、大徳寺宗悦之に応じて豊後に下る（大友文書）、尚大友興廢記には宗麟は宗悦に就て参禅したとある。

元龜三年三月廿三日賀来社祠官をして明年同社大神宝会の資を催促せしむ（大友家文書錄）

以上宗麟が耶蘇教受容れ以後に於ける社寺崇敬の事実の一端を掲げた。固より之は其の一部であつて、此外に多くの事実があつたと思うが之だけでも宗麟の信仰を知るに十分であろう。尚義統に譲つてから後に於ける義統の同様の事実はもつと頻繁

である（其の事は煩を避けて略する）。義統は宗麟とは別である事は云うまでもないが、宗麟は義統に譲って後も実權は依然宗麟が握つて居たので、後方から義統を支配して居た事は徳川家康が將軍職を秀忠に譲つて駿府に隠退して後も、実權は大御所としての家康にあつたのと似て居るのである。例えは天正八年田原親貢征伐の時などは寧ろ宗麟の方が主となつて居る如く、重大な事には宗麟の方が表面に出て居るのである。故に義統が寺社を崇敬し、屢々祈願を行い、寺社のために盡すと云うような事が宗麟の意志に反して行われる筈がない。故に少くとも天正十五年宗麟の歿するまでの間に於ける義統の寺社崇敬の事蹟には宗麟の息がかかって居ると見てよいであろう。

此の事は何を意味するか。宗麟の耶蘇教受容者が彼の眞の信仰から來たもので無い事を意味するものである。後年次第に耶蘇教に傾き遂に洗礼を受くるに至つたとしても眞の信者として徹底した信仰を有するに至つたとは考へられない。大友興廢記怡雲和尚下向の事の条には宗麟が參禪の望を起し京都大徳寺の悦長老を請下した事を記して居り、更に重要な事は永禄五年剃髪入道して休庵宗麟と称した事である。（兩豊記には之を永禄九年として居るが之は誤り）。此時重臣三十四人も入道したと云う。田原紹忍（親賢）の入道も此時であろう。尚紹忍に就て云えば彼は自ら深く耶蘇教を信じて宗麟に入信を勧めたと云う事も、彼が元亀元年十月十八日筑後玉垂社に禁制を掲げた（梅津文書）と矛盾する。之等は眞の耶蘇教信者には有り得ない事で、たとえ受洗したとしてもそれは宣教師等に対するゼスチユアルに過ぎないであろう。何となれば耶蘇教は嚴重な一神教であつて仏教の様な融通性は無く、真個の信者になつたとすれば社寺に対する信仰を持続すると云う如き事は考へられないからである。従つて其の信仰に基いて社寺破却の政策を立てると云う事は有り得ず、そう云う政策を立てる事は前述の如き社寺尊崇の事実とは決して両立し得ないのである。

然らば宗麟の社寺破却政策と云う事は根も葉も無い捏造であつたかと云うと必ずしもそうでは無い。宗麟の時代にも義統になつてからも相当大規模な社寺破却が行われて居る事は事実である。それは彦山、高良神社、宇佐神宮等に対するものである。然しそれもすべて政治的理由に依るもので、耶蘇教とは全然無関係の事である。今其の実例の一端に就て考へて見よう。

永禄三年十一月、宗麟自身ではないが其の寺社奉行奈多鑑基が宇佐大宮寺到津公澄の館を焼き、尋で之を筑前山野村で殺し

た（到津家譜、到津文書）が之は私怨に依る事であり、之に就ては後（天正七年）に宇佐宮社中より田原紹忍を通じて大友氏に對して鑑基、鎮基父子の暴状を訴え、宇佐宮の敗類を歎き、其の再興を乞い、社奉行鎮基の職を免ぜんことを訴願して居る。

（到津家譜）事に依ても大友氏の意志と無関係である事がわかる。

（両豊記、歴代鎮西要略）には永祿四年七月、田原親賢をして宇佐宮を焼打せしめた事を記して居る。之は此の時田原種義が毛利に通じて香春嶽に籠ったので、親賢が宇佐大宮司公達に参陣を促したけれども応じなかつたためである。大友興廢記には永祿八年宗麟は高良山神社を攻めた事を記して居るが、之は原田親種が大友に叛いてここに籠つたからである。

永祿十二年毛利軍が立花城を退いて安芸に帰るや、戸次、吉弘、臼杵の三将高橋鑑種を太宰府城に攻めた時、彦山の衆に出陣を促したが応じなかつたので紹忍等の兵彦山に乱入して之を打ち、数千の坊舎兵火に罹つた事を歴代鎮西要略は記して居る。此の事は他には徵証が無いが事実であるとしても、それは全く政治的のもので信仰的の意味は無い。此の頃高橋鑑種が毛利と通じて大友に叛き其の平定は容易でなかつた。此の場合大兵を擁する大寺大社の向背を甚しく重視するのは当然で、之よりさき永祿十年十一月四日戸次鑑連等宗麟の命に依り、太宰府天満宮司大島居某をして同社家中、高橋鑑種に同意する者の交名を注進せしめた事（大島居文書）や十二年二月出陣に就て筑後高良山社々人の参陣を促した（高良山座主坊文書）事等に依て窺われる。故に彦山が宗麟の意に叛く事は無視出来なかつたのである。彦山征伐は其のためで信仰とは無関係である。

元亀元年正月、方寿寺が焼打せられた（大友興廢記、豊筑乱記、両豊記）が之は工藤帶刀なる重罪人を同寺がかくまい、大友の引渡命令に応じなかつたからである。

天正四年四月、又彦山を焼打して居るが、之は同山衆徒が近隣に暴威を振い、加うるに秋月種実の叛に内通し、暴徒取締に就ての宗麟の命に従わなかつたからである（西治録、豊筑乱記）。

天正七年高良山神社を攻めたのは三池鎮実の叛に与したからである（歴代鎮西要略）。

豊筑乱記熊群山之事の条には天正八年夏熊群山の東岸寺を焼打した事が見えるが、之は田原親貫に一味して誅せられた田北紹鉄が之に拠つたからである。

天正九年正月、又々彦山を攻めて寺院坊宇等兵火に罹るもの数百戸、古来の経巻、本尊、宝物記録等悉く灰燼に帰した事を鎮西要略及び彦山紀事に記して居るが、之は宗麟が志賀、一万田をして肥後を征せしめ、吉弘、臼杵をして筑後を征せしむるに彦山に参陣を命じたが彦山之に応じなかつたからである。

以上其の一端を述べたが何れの場合も政治的の意味であつて信仰に関係のあつた場合は一例も無い。それは織田信長が延暦寺を燒打ちしたり、一向宗を攻めたのと同じ意味である。然し兎も角之等有力な社寺に大がかりな攻略を加えた事が、宗麟の耶蘇教受容れと結びついて社寺破却令と云う伝説を生んだのであると思う。一旦かかる伝説が生まると所謂尾鰐が附いて色々の伝説が添加せらる。地方の社寺の炎上した事に就て之を宗麟の社寺破却令と云う仮定の伝説に結びつけた、俗説が伝えらるるのがそれである。今日エジプトに行くと色々の史蹟の破壊の跡を案内人が説明する時、皆ナポレオンの仕業にして終う。例えばスフィンクスの鼻が缺けて居るのはナポレオンが大砲を打かけたのであると説明する。ナポレオンが左様ないたずらのために貴重な砲丸を捨てる筈も無いし、もし打かけたとすれば鼻だけが缺ける筈は無い。それを案内人は眞面目な顔をしてそう説明する。之と同じ意味の冤罪を宗麟が蒙つて居るのである。弘法大師作の仏像が全國に無数にあり、仁聞菩薩の開基の寺が国東半島到る所にあるのも同じ現象である。兎も角社寺破却令と云う事は正確な根本史料には見えないし、色々の事情を考えてそんな事は無かつたと考えられるのである。

然らば心から信仰したわけでも無い宗麟が何のために斯く耶蘇教の宣教を許容し、宣教師等を優遇したのであるか。甚だ平凡な解釈であるが、貿易の利を收めるため、特に西洋の進んだ武器即ち鉄砲を手に入れるためである。我が國種が島に鉄砲が入り、鉄砲が国人に知られて以來鉄砲、大砲は戦争に明け暮れする当時の武将に取つては喉から手の出る程欲しかつたので、其の目的のためには手段は撰ばなかつた筈である。又商人としては利のために領主に取入る必要があり、其のため出来るだけ領主等の欲しがる鉄砲の類を提供したであろう。宣教師を近づける事を介して商人から鉄砲の入手を考えたのである。前述豊筑乱記の、宗麟は紹忍が鉄砲の威力を説いたので遂に耶蘇教に傾いたと云う記事は果して眞実であるかどうかは明かで無いが、諸大名の耶蘇教接近の裏面事情に暗示を与えるものである。斯くて宗麟は相當に之を入手したかと思われる。宗麟が北九州一

帶に弱を唱えた事にもそれが関係があるかも知れない。此の事は織田信長や豊臣秀吉の場合と考え合せられる。信長も秀吉も宣教師を優遇したが二人共信仰からとは考えられず、手に餘る仏教を抑えるためとも云われるが、やはり武器の入手が目的であつた。信長は天正二年長篠の戦に鉄砲を使用して武田勢を破り、之が霸業達成の一因を作つたと云われる。

宗麟が鉄砲を手に入れたと云う事に就ては色々の伝えがある。両豊記に異国船着岸、鉄砲事と題した条に、享禄三年夏南蛮國より大船九艘府内に着岸、鉄砲を献上す、とある事の真偽不明である事は前に述べたが、其の次に、其の後に天文廿年着船南蛮の商主より石火矢とて大なる鉄砲を献ず、丹生島島津取合の時、上野氏此の大筒にて防ぎたるため落城せず、とある。之は或は事実かも知れない。豊筑乱記にも天文廿年石火矢と云う大筒二挺進物として義鎮に送る、之を國崩と云つたと云う事が見える。大友興廢記には天正四年夏南蛮國より大の石火矢到来すと見え、豊筑乱記天正四年彦山を討つた時の記事に、衆徒が死守したのに対して清田鎮忠は荒手を入れ替えにて鉄砲を打かけた、とあり、大友興廢記原大隅守大力之事の条に、或時（年を記さず）肥後国戸の口迄、南蛮國より石火矢五百挺渡る。一挺十六人にて臼杵丹生之嶋迄召寄せ云々とある。其のままは信じ難いが同書流言之条にもほぼ同様の事が見え、又、津久見四ヶ浦合戦の事の条に、天正十四年嶋津義久が丹生島を攻めた時には、丹生島に鉄砲が二百挺あつたので島津方敗退し再び此所を攻めなかつたとある。二百挺と云うのが正しいかどうかは解らぬがあるにはあつたであろう。両豊記、臼杵城合戦の条にも似たような記事がある。当時の戦争に數挺でも鉄砲があれば非常の強味である。尚大友記にも丹生島には天文廿年に南蛮の商主が献上した石火矢と称する大なる鉄砲があつて云々と両豊記と似たような事が書いてある。同じ大友記に、前にも云つたように彦山攻に清田鎮忠が之を用いたとあるのは真偽明かでない。

以上述べた所は何れも後世の編纂物で何所まで眞実であるかは解らないが宗麟が相當に鉄砲を手に入れた事を思わせる事実がある。それは、上杉文書に依れば、永禄二年六月廿九日に、將軍義輝が長尾景虎の病を近江坂本に問わしめた時に、大友宗麟の進めた所の鉄砲を景虎に与えて居る。鉄砲の数は大名に取ては死活の問題であった当時、仮令少數にもせよ之を將軍に献上すると云う事は相当数の手持があり、それだけの餘裕のあつた事を想像せしめる。此の鉄砲入手こそ宗麟の耶蘇教優遇の主なる理由であつて深く入信したわけで無く、從つて単なる信仰上から社寺破却の政策を立てたなど云う事は全くの作り話に過ぎないであらうと云うのが私の云わんとする所である。